

【厚生労働省補助事業】「荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会（3月12日）」への参加のご案内について

標記について、岩手労働災害防止団体連絡協議会第4回運営会議（2月10日開催）において、陸上貨物運送事業労働災害防止協会様より加盟する各団体に対する受講勸奨を受けて、労働災害防止の観点から最大限の協力をすることを確認してまいりました。この経過を受けて、陸上貨物運送事業労働災害防止協会（略称：陸災防）様より岩手労働基準協会の会員並びに非会員事業場の皆様に参加のご案内をいただきました。

陸上貨物運送事業における労働災害について事故の型別の内訳を見ると、交通事故は全体の約7%であるのに対し、トラックの荷台等からの墜落・転落、動作の反動・無理な動作、転倒、フォークリフト等の荷役運搬機械災害といった荷役作業時における労働災害が約70%を占めています。加えて、荷役作業時の労働災害の約70%が荷主等（集荷先、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しているという特徴があります。このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下、「荷役ガイドライン」といいます。）を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しています。本年度は、この荷役ガイドラインに示された荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育（荷主等向け）を全国47か所で開催していますが、岩手県では別紙日程により行います。

この講習会は、荷役ガイドラインの教育カリキュラムに基づいて実施されるものです。荷主等の企業の皆様には積極的なご参加をお願いいたします。

つきましては、本講習会の開催趣旨をご理解いただくとともに、添付の参加申込書にもとづいて多数のご参加をお願い申し上げます。参加申込書に必要事項を記入し、直接、陸災防岩手県支部事務局宛 FAXにて申込願います。

荷役作業での労働災害を防止しましょう！

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害については、最近5年間で増加傾向にあります。特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災しています。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者のみならず、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者だけで、荷役作業の安全対策を講じることは困難ですので、**荷主などの皆様も**、陸運事業者と連携して、荷役災害の防止に取り組んでいただくようお願いします。

荷役作業場所のチェックリスト

荷主などの皆様は、ガイドラインの内容が十分行われているかを確認するため、4ページ目の「荷役作業場所のチェックリスト」を活用してください。

荷役作業における労働災害防止のポイント

安全管理体制について

○荷役作業の担当者を指名してください

荷主等の事業場の安全管理者等の中から、荷役作業の担当者を指名してください。この担当者には、陸運事業場と荷役作業についての連絡調整や、陸運事業者と連携した荷役作業の労働災害防止対策に関する事項を行わせてください。

○陸運事業者と安全衛生協議組織を設置してください

反復・定期的に荷の運搬を発注する陸運事業者と合同の安全衛生協議組織を設置してください。安全衛生協議組織では、荷台等からの墜落・転落災害の防止対策の協議や、合同での荷役作業の巡視等を行ってください。

荷役作業における労働災害防止の基本対策

- 荷役作業を陸運事業者に行わせる場合は事前に通知してください
- 余裕を持った着時刻を設定してください
荷役時間、荷待ち時間、貨物自動運転車の休息期間、道路状況等を考慮しない荷の着時刻指定は、安全な作業手順の省略につながるおそれがあることから、着時刻の指定については余裕を持った設定（弾力的な設定）をしてください。
- 荷役場所を安全に作業が行えるようにしてください
荷役作業を行う場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ雨風が当たらない荷役作業場所の確保、安全な通路の確保等に努めるとともに、安全に荷役作業ができる状況を保持してください。

墜落・転落対策

- 墜落・転落防止のための施設等を用意してください
荷主等が管理する施設について、できるだけプラットホーム、荷台への昇降設備等の墜落・転落災害防止のための施設、設備を用意してください。また、荷主等が管理する設備において、できるだけ施設側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置してください。

フォークリフトによる労働災害の防止対策

- 陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合、最大荷重にあった資格を持つことを確認してください
- 所有するフォークリフトの定期自主検査を実施してください
- フォークリフト使用のルール決定や安全対策を行ってください
荷主等の管理する施設において、構内におけるフォークリフト使用のルール(制限速度、安全通路等)を定め、労働者の見やすい場所に掲示してください。また、荷主等の管理する施設において、フォークリフトの走行場所と歩行通路の区分、構内制限速度の掲示、通路の資格部分へのミラー設置等を行い、運転者に通知してください。

クレーン等による労働災害の防止対策

- 陸運事業者の労働者にクレーン等を貸与する場合、つり上げ荷重にあった資格を持つことを確認してください
- 所有するクレーン等の定期自主検査を実施してください
- 陸運事業者の労働者が移動式クレーンを運転する場合、設置場所について必要な情報を周知し、転倒防止のための敷鉄板を準備してください。

コンベヤーによる労働災害の防止対策

- コンベヤーをまたぐ必要がある場所には、踏切橋等を設けてください

コンベヤーによる労働災害の防止対策

- コンベヤーをまたぐ必要がある場所には、踏切橋等を設けてください

ロールボックスパレット等により労働災害防止対策

- 移動経路の整理整頓をお願いします
荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の者との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓してください。
- 床や地面の凹凸や傾斜をできるだけなくしてください

転倒、腰痛等の労働災害防止対策

- 荷役作業場所の整理整頓し、床の凹凸などつまづきの原因をできるだけなくしてください
- 段差解消、手すりの設置、床面の防滑対策を講じる等に取り組んでください。
- 人力荷役をする場合、できるだけ機械・道具を使って作業するよう施設、設備の改善を行ってください

安全衛生教育

- 改善基準告示の概要を発注担当者に周知してください
運送業務の発注を担当する労働者等に対し、改善基準告示の概要について周知し、貨物自動車運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定してください。
- 荷役機械等に関する安全衛生教育を行ってください

改善基準告示について（労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」）

トラック運転者の労働時間の改善を図る改善基準告示を陸運事業者が守れるよう、余裕を持った着時刻の指定、荷待ち時間の短縮化等に取り組んでください。

- ・トラックの運転時間は1日9時間まで(2日平均)
- ・拘束時間(運転時間や荷待ち時間等の合計)は1日13時間が基本 等

陸運事業者との連絡・調整

- 陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進してください
- 配送先における荷卸しの役割分担において明確にしておいてください
配送先は発荷主にとっての顧客であるため、陸運事業者と配送先は運送契約を締結する関係がない場合が多くなっています。このため、運送契約に基づく荷卸し時の役割分担や実施事項を発荷主が配送先と事前に調整し、陸運事業者に通知してください。
- 陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、陸運事業者の荷役災害防止の担当者に対し、安全作業連絡書(4ページ目参照)の内容を通知してください

荷主等(荷主、配送先、元請事業者)の皆様、ぜひご活用ください！

荷の積み卸し作業(荷役作業)中に、労働者(陸運事業者のドライバーなど)の労働災害が多く発生しています。荷役作業場所を提供する荷主等におかれましては、このチェックリストを活用して荷役作業場所を点検し、①作業場所の改善、②作業員への指導など、労働災害防止に取り組んでください。

作業	チェック項目	対応状況	解説
荷役作業の契約に当たって	荷の積み卸し作業(荷役作業)は		<ul style="list-style-type: none"> 荷主等と運送業者との間で、あらかじめ役割分担を明確にしておくこと(運送引受書の発送)。 荷主から、運送業者に、運送業者からドライバー等に対し、安全作業連絡書(裏面参照)を活用し、荷役作業に関する情報が伝達されていること。
	①荷主、運送業者のどちらが行うのか明確にしているか		
	②運送業者のドライバーに作業内容や作業方法が伝達されているか		
	③複数人での作業の場合、作業指揮者の下で作業をしているか		
荷役作業に用いる機械、用具について	荷の積み卸し作業に		<ul style="list-style-type: none"> 使用する機械、用具等は、検査、点検等により異常がないものとする。
	①フォークリフト、クレーンは有資格者が作業しているか		
	②ロールボックスパレット(カゴ車)、台車に不具合はないか		
荷役作業を行う場所について(その1:基本的事項(転倒防止の対策を含む。))	荷の積み卸し作業を行う場所は		<ul style="list-style-type: none"> 荷役運搬機械と人が接触することのないよう、通路を分けること。 照度や通気・換気に配慮すること。
	①通行人が作業場所に立ち入ることはないか		
	②作業に必要な十分な広さか		
	③整理整頓、床の凹凸の解消、床の防滑対策を実施しているか		
	④作業環境は適切か(適切な照度の保持、防風雨、死角部分がないか)		
	⑤死角部分がないか		
荷役作業を行う場所について(その2:特に墜落防止のための設備対策)	トラックの荷台からの墜落防止のために		<ul style="list-style-type: none"> トラック荷台からの墜落災害が多く発生していることから、できるだけこれらの項目にあげたような対策を講じることが望まれる。
	①荷台との段差のないプラットフォームがあるか		
	②荷台の外側に設ける仮設の作業床を用意しているか		
	③墜落制止用器具(安全带)の取付設備はあるか		
	④荷台への昇降設備(昇降装置、踏台など)を用意してあるか		
作業員の服装について	荷の積み卸し作業を行う者は		<ul style="list-style-type: none"> 保護帽は墜落・転落防止用のもの 作業場所に合せて、耐滑性(すべり防止)、屈曲性(しなやかで運動性が高い)のある安全靴
	①保護帽を着用しているか		
	②安全靴を着用しているか		
	③手袋を着用しているか		
荷台への昇降方法について	荷台への昇降時に		<ul style="list-style-type: none"> 三点確保: 手足の4点のどれかを動かすときに残り3点で確保すること。
	①昇降設備(手すり付き)を用いているか		
	②三点確保を実行しているか		
荷台での作業方法について	荷台での作業時に		<ul style="list-style-type: none"> 陸運事業者のドライバーの不適切な作業については、現場の荷役作業担当者等による指導を徹底すること。
	①不安定な荷の上を移動していないか		
	②ラッピング、ラベル貼りなどの作業を荷や荷台上で行っていないか		
	③適切な墜落制止用器具(安全带)を使用しているか		
	④荷台端付近で、背を荷台外側に向けて作業していないか		
	⑤荷台のあおりに乗って作業を行っていないか		
	⑥荷台上の作業員が、フォークリフトや荷に挟まれないか		

〔事業場の安全衛生ご担当者様へ〕

【厚生労働省補助事業】荷役ガイドラインに基づく講習会開催のご案内 荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会のご案内

陸上貨物運送事業における労働災害について事故の型別の内訳を見ると、交通事故は全体の約7%であるのに対し、トラックの荷台等からの墜落・転落、動作の反動・無理な動作、転倒、フォークリフト等の荷役運搬機械災害といった荷役作業時における労働災害が約70%を占めています。加えて、荷役作業時の労働災害の約70%が荷主等（集荷先、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しているという特徴があります。このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下、「荷役ガイドライン」といいます。）を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しました。本年度は、この荷役ガイドラインに示された荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育（荷主等向け）を全国47か所で開催していますが、岩手県では下記日程により行います。

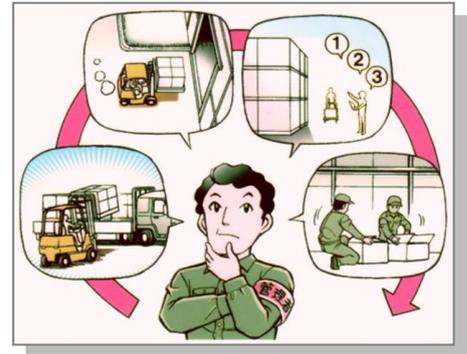
この講習会は、荷役ガイドラインの教育カリキュラムに基づいて実施されるものです。荷主等の企業の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。

～講習会の主な内容～

- 1 開催日時 令和 2年 3月12日(木) 13:00～17:00
- 2 開催場所 (公社) 岩手県トラック協会 (住所：紫波郡矢巾町流通センター南 2-9-1)
- 3 講習会の内容 (カリキュラム)

- (1) 荷役作業における労働災害の現状と荷主等に求められる役割
- (2) 荷役作業における労働災害防止対策
- (3) 荷役作業の安全衛生教育
- (4) 陸運事業者との連携
- (5) 関係法令

- 4 定員 約100名程度 (先着順です。)
- 5 参加費及びテキスト代 無料
- 6 参加申込み



参加申込は、下記参加申込書にご記入し、陸災防岩手県支部までファックスでお申し込みください（受講票等は送付いたしません。）。

- 7 修了したことを証する書面

本講習会を受講された方には、修了したことを証する書面をお渡しします。

陸災防岩手県支部 FAX 019-638-5010

荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会参加申込書

参加者氏名		
事業場名		(業種：)
住所 電話番号 ご担当者氏名	〒 TEL	ご担当者

参加申込書にご記入いただいた情報は、本説明会以外には使用いたしません。